

入 札 説 明 書

1 貸付物件（詳細は別紙のとおり）

所在地	設置場所	貸付面積	設置数
鎌谷町大河田 6 番地	鎌谷住宅	2.0 m ² （幅 2.0m×奥行 1.0m）	1 台
中原町堀割 16 番地 1	中原住宅	2.0 m ² （幅 2.0m×奥行 1.0m）	1 台
中原町半谷 20 番地	中野郷住宅	2.0 m ² （幅 2.0m×奥行 1.0m）	1 台
下町宮東 12 番地 1	下町住宅	2.0 m ² （幅 2.0m×奥行 1.0m）	1 台
住崎町荒子 28 番地 1	住崎住宅	2.0 m ² （幅 2.0m×奥行 1.0m）	1 台
鳥羽町十三新田 1 番地 35	鳥羽第 3 住宅	2.0 m ² （幅 2.0m×奥行 1.0m）	1 台

※1 貸付面積には、3（7）イの回収ボックスを含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申込み前に設置場所の確認をしてください。

※2 機種は、消費電力 20 アンペア程度以下のものとします。

2 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者は、入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 法人にあっては西尾市、岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、又は幸田町のいずれかの区域において、本店、支店又は営業所等の事業所（以下「事業所」という。）を有し、個人にあっては西尾市内に住所を有していること。
- (3) 西尾市外に事業所を有する法人にあっては、自動販売機の設置業務において 3 年以上の実績を有し、かつ、入札公告の日から過去 3 年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機を国又は地方公共団体の庁舎等に設置した実績があること。
- (4) 市税、県税及び国税の滞納が無いこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること。
- (7) 入札公告の日から入札の日までの期間において、「西尾市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 3 月 27 日締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

3 自動販売機の設置条件

(1) 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、西尾市が設置事業者に対し、行政財産である土地の一部を賃貸する方法により行います。

(2) 貸付期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までの 3 年間とします。

(3) 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額とします。

(4) 必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費等（電気引込線及び支柱工事を含む）の費用は、すべて設置業者の負担とします。

また、光熱水費についても設置事業者の負担とします。各設置事業者において計量機器を設置し、それによる実費は設置事業者が光熱水費業者に、直接お支払いください。

(5) 設置機器の仕様について

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとしてください。

ア 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

イ 新旧 500 円硬貨及び新旧 1000 円紙幣が使用できること。

(6) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 入札条件を遵守し、貸付料を期限までに確実に納付すること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

ウ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、西尾市の指示に従うこと。

エ 販売品目は、清涼飲料水・牛乳等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。また、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。

なお、商品の具体的な構成については、落札決定後、事前に西尾市と協議を行うこと。

(7) 維持管理

契約期間中は次の事項を遵守してください。

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回

収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクル・周辺の清掃を行うこと。

ウ 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。

エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。

オ 自動販売機の故障や問い合わせについては、利用者に分かりやすい場所に連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(8) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、現状回復に際し、設置事業者は一切の補償を西尾市に請求することができません。

4 入札参加申込みの受付

(1) 日 時

令和7年8月15日（金）から令和7年9月1日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(2) 場 所

西尾市役所 都市整備部 建築課

(3) 提出書類（各1部）

ア 制限付一般競争入札参加申込書

イ 委任状（代理人により入札する場合）

ウ 誓約書（代理人により入札する場合は本人の誓約書。代理人は不要）

エ 証明書類（発行日から3か月以内のもの）

＜法人の場合＞・・・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

＜個人の場合＞・・・住民票

オ 〈市外に事業所を有する法人のみ〉入札公告の日から過去3か年以内に、国、地方公共団体に、自らが管理・運営する飲料の自動販売機を設置した実績を証明する使用許可書又は契約書の写しの何れか

カ 市税、県税及び国税滞納がないことの証明書

市税、県税及び国税で納税義務を有する税目の完納証明書又は納税証明書

(4) 郵送で申し込む場合

次のあて先に郵送してください。なお、郵送による入札参加申込みの場合は、令和7年9月1日（月）午後5時必着とします。

(宛先) 〒445-8501

西尾市寄住町下田22番地 西尾市都市整備部 建築課 市営住宅担当

※封筒(表)に「入札参加申込書在中」と朱書きしてください。

5 入札執行の場所及び日時

(1) 場 所

西尾市役所 4階 41会議室

(2) 日 時

令和7年9月5日(金) 午前10時

6 入札保証金

免 除

7 入札金額

(1) 入札金額は3(2)の貸付期間中の貸付料の総額を記入してください。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載してください。

8 入札

(1) 同一物件について、1人で2人以上の申込人の代理人となり、又は申込人が他の申込人の代理人となることはできません。

(2) 入札は、入札書を封筒に入れ封印し、「令和7年9月5日開札 西尾市営住宅6ヵ所への自動販売機設置の入札書在中」及び入札者の住所及び氏名(法人にあっては、所在地、名称及び代表者名)を封筒に表記しなければなりません。

(2) 提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え、又は撤回することはできません。

(3) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札参加者の資格を有しない者のした入札

イ 入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しない者のした入札。ただし、契約規則第11条の規定により納付を免除されたときを除く。

ウ 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札

エ 入札に際して連合等による不正行為があった入札

オ 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札

(例. 見積内訳書の提出を求めたとき、入札書と異なる金額、名称等が記載されている場合は、2以上の意思表示した入札となる。)

- カ 他の代理も兼ねた者又は2以上の代理をした者の入札
- キ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ク 記名及び押印のない入札
- ケ 入札書の記載事項が確認できない入札
- コ 入札書の金額の表示を改ざんした入札及び訂正した入札
- サ 最低貸付料未満の入札
- シ その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

9 仕様書に関する質問

仕様書に関する質問がある場合は、令和7年8月15日午前8時30分から令和7年9月1日午後5時までに、電子メール又はファックスにより質問書を提出してください。様式は特に定めてありませんので任意で結構です。

回答は、質問者に個別に電子メール又はファックスで回答します。また、市のホームページにも回答の内容を掲載します。

10 開札

- (1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければなりません。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない西尾市の職員を立ち会わせて開札を行います。
- (2) 落札者は、西尾市の予定価格以上の最高の価格をもって決定します。ただし落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじをひかせて落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、代わって入札に関係ない西尾市の職員にくじを引かせます。
- (3) 開札の結果、予定価格に達する入札のない場合で、入札参加者が再度の入札を希望するときは、直ちに再入札（原則として3回を限度とする。）を行います。

※ 予定価格が事前公表の場合は、再入札は行いません。

11 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

12 契約の締結

- (1) 西尾市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する制限付一般競争入札実施要領様式第6号の2により、契約書を作成するものとします。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。
- (3) 貸付契約は申込者名義で行います。

- (4) 入札に係る仕様書に誤記又は脱漏があった場合において、当該誤記又は脱漏が仕様書の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記、又は脱漏を理由として契約の締結を拒み又は契約金額の減額を請求することはできません。
- (5) 落札者が正当な理由がなく契約を結ばないときは、損害賠償金として、見積もる契約の額の100分の5を徴収します。

13 貸付料の納付

各年度、納入通知書により、一括納付していただきます。

14 契約保証金

免 除

15 問合先

都市整備部 建築課 市営住宅担当 白木、鳥居

直通電話0563-65-2146

(別 紙)

自動販売機を設置する場所の状況

住 宅 名	世帯数	入居者数	備 考
1 鎌 谷 住 宅	4 1	4 6	今後の新規入居なし
2 中 原 住 宅	2 8	3 5	今後の新規入居なし
3 中野郷 住 宅	1 5 0	2 5 0	
4 下 町 住 宅	4 8	1 0 7	
5 住 崎 住 宅	2 3	5 6	
6 鳥 羽第3住宅	1 5	2 5	鳥羽第2住宅 1 4 2 2

(令和7年7月1日現在数)